

県営土地改良事業計画の概要

ため池等整備事業

上三谷客地区

県営土地改良事業（ため池等整備事業・上三谷客地区）計画概要書

第1章 目的

本ため池は、上三谷地区の主要な貯水施設で 49.8ha の受益地に用水を供給している。愛媛県では、東日本大震災を契機にため池などの重要施設の耐震診断を進めており、上三谷客池については、平成 24 年度に耐震診断を実施しており、その結果、地震時の堤体の安定に問題があることが判明した。

また、伊予市が作成したハザードマップでは、上三谷客池が決壊した場合、多数の人家が被害を受けるだけでなく、公共性の高い施設や各事業者の事業所の被害が予想されている。今後、南海トラフ地震発生が危惧されている中、農業生産の維持や農業経営の安定を図ることはもとより、地域住民の暮らしの安全（生命・財産、公共性の高い施設の被害防止など）のためにも、本ため池の耐震性向上は緊急の課題となっている。

このため、本事業により耐震対策工事を実施し、堤体の安定化を図ることで、地域の農業資源の保全とともに、地域住民の安全・安心を確保することを目的としている。

第2章 地域の所在及び現況

第1節 地域の所在

愛媛県伊予市上三谷地内

第2節 現況

本地区は、伊予市中心部の東側に位置し、地域の中心を県道砥部伊予松山線が縦貫しており、沿線には農地や住宅が広がっている。

気候は温暖寡雨な瀬戸内式気候であり、年中温暖で年間降水量が極めて少ないことから、周辺には比較的規模の大きなため池が築造されている。

第3章 基本計画

第1節 計画の要旨

本ため池は、伊予市上三谷の主要な貯水施設で江戸時代頃に築造され、昭和 41 年に改修が行われているが、耐震診断の結果、地震時の堤体の安定に問題があることが判明したため、耐震化対策工事を実施するものである。

第2節 環境と調和への配慮

本ため池を含む周辺地域は、伊予市田園環境整備マスタープランにおいて環境配慮区域に位置付けられていることから、地域住民・有識者の意見を踏まえ、事業実施期間中の汚濁水防止に努め、自然生態系に対する負荷を最小限に抑える対策を行う。

第4章 工事及び管理の要領

第1節 主要工事の内容

農業用ため池改修補強 N=1 式

堤体工 H=11.6m、L=336.0m

第2節 管理の要領

- (1) 管理者 上三谷区が管理する。
- (2) 管理すべき施設の種類 農業用ため池 1 箇所

第5章 換地計画の要領

該当なし

第6章 費用の概算

(単位：千円)

科 目	金 額
工 事 費	7 8 2 , 0 0 0
測 量 及 び 試 験 費	3 8 , 0 0 0
用 地 費 及 び 補 償 費	2 0 , 0 0 0
事 業 費 計	8 4 0 , 0 0 0
工 事 雑 費	
事 業 主 体 事 務 費	4 2 , 0 0 0
合 計	8 8 2 , 0 0 0

第7章 効 用

ため池の耐震対策により、ため池下流の農地、農業用施設等の安全が確保される。

第8章 他事業との関連

なし

第9章 計画概要図

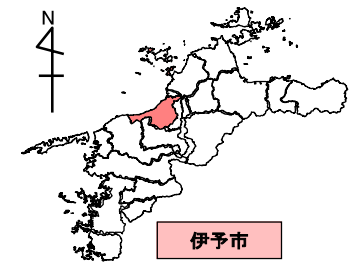
別紙のとおり

県営土地改良事業（ため池等整備事業）上三谷客地区事業計画一般図

所在地 愛媛県伊予市上三谷

縮尺 1/25,000

県内位置図

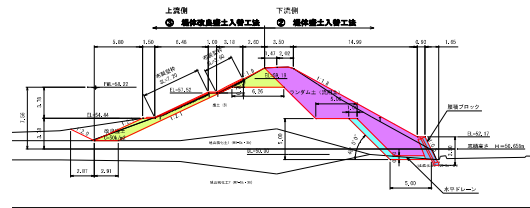


事業概要

受益面積	49.8ha
主要工事	堤体工 H=11.6m L=336m (A区間L=150m B区間L=186m)
工事費	令和8年～令和15年 840,000千円
関連事業	-
事業主体	愛媛県

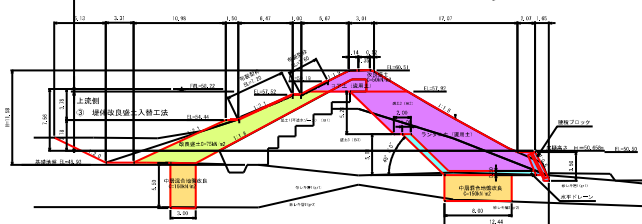
標準断面図

(A断面)



標準断面図

(B断面)

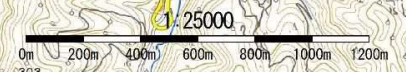


電子地形図25,000(国土地理院)を加工して作成

砥部町

凡	例
	高速道路
	国道
	主要地方道
	県道

凡	例	面積 (ha)
	ため池	1.3
	受益区域	49.8
	被害区域	126.5



県営土地改良事業（ため池等整備事業・上三谷客地区）における事業費等の
負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費の負担区分の予定

単位：円

		金額	うち工事費		うち事務費	
				負担 割合		負担 割合
事業費		882, 000, 000	840, 000, 000	100%	42, 000, 000	100%
内 訳	国庫補助金	462, 000, 000	462, 000, 000	55%	0	—
	県費負担金	327, 600, 000	285, 600, 000	34%	42, 000, 000	100%
	地元負担金	92, 400, 000	92, 400, 000	市：11% 受益者：－	0	—

2 地元負担の予定基準

地元負担金 92,400,000 円は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 91 条第 6 項の規定に基づき伊予市が負担し、県へ納入する。

地元負担金の内訳 単位：円

地元負担金区分	地元負担金	
		負担 割合
伊予市	92, 400, 000	11%
受益者	0	－
計	92, 400, 000	11%